

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和7年11月13日
担当課	街づくり部 街づくり課

契約業者名・住所	輝建設株式会社 千葉県松戸市根本124番地
工事等の名称	松戸駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキ接続工事その2
工事等の場所	松戸市本町24番地先
種別	建築一式工事
工事等期間	令和7年11月14日から令和8年3月23日
契約金額	8,360,000円
工事等の概要	松戸駅西口駅前広場のペDESTリアンデッキ一部床を改修する。
随意契約の理由	<p>令和6年度に実施した松戸駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキ接続工事において、デッキ内部の構造のうち、梁の一部について、想定していた設置状態ではなく、斜めに設置されていることが解体時に判明した。これにより、当初予定していた箇所の施工が行えず、令和7年9月30日付で契約を締結した松戸駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキ改良工事（以下、改良工事）のうち、階段の施工が行えない状況であるため、階段との接続部分である梁及び床を改修するものである。</p> <p>改良工事について、本工事区域を含む工事範囲となっており、すでに工事を開始していることから準備等にかかる経費及び工期削減が可能であること、また上記理由により、階段を設置するうえで本工事にて施工する箇所が必要不可欠かつ全体工程上今年度中の確実な施工完了が必要であること、以上の理由により、すでに契約を締結している改良工事の受注者である輝建設株式会社と契約を締結することが適当であると考えられる。</p> <p>以上のことから、地方自治法施工令第167条の2第1項第6号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号により、輝建設株式会社と随意契約を結ぶものである。</p>